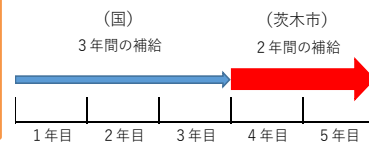


利子補給制度のご案内

制度概要

市内事業者が、3年間の国の利子補給等の適用を受けた対象融資を利用した場合、市が独自に引き続き2年間の支払い済みの利子に対し補助を行う制度です。

【利子補給のイメージ】



対象者

次の全てに該当する、市内に事業所をおき、事業を営む小規模企業者（※個人事業主を含む。下表参照）

- ・利子補給対象融資の実行を受けた方
- ・国の特別利子補給等を受けた方
- ・市税を滞納されていない方

業種	従業員数
小売業・卸売業・サービス業（宿泊業・娯楽業等は除く）	5人以下
その他の業種	20人以下
医業を主たる業種とする法人	20人以下

従業員数の考え方

- ・正社員だけでなく、常時使用するアルバイト等も従業員に含まれます。
例：コンビニや飲食店のアルバイト店員の数え方
アルバイトが10人いる場合でも、シフト等により常に店舗にいる従業員数が5人であれば従業員数は5人と数える。
- ・会社役員、個人事業主、生計同一の代表者家族（三親等以内）は除きます。
- ・複数業種を営んでいる場合は、主たる業種における従業員数を適用。

補助金額

支払った利子の額

※限度額：**各年度10万円、トータル20万円**（1事業者あたり）

交付対象期間

国の利子補給等終了から2年

申請受付

毎年1月に受付

利子補給対象融資

国からの利子補給等により3年間実質無利子となる①大阪府制度融資②日本政策金融公庫③商工組合中央金庫の融資（詳細は申請要領・ホームページでご確認ください。）

申請手続（毎年1月に申請）

	融資実行年(目安)			利息支払い期間 (国の利子補給 期間は除く) ※	申請年月
	令和2年	令和3年	令和4年		
(1)	◎	△	△	令和5年1月～12月	令和6年1月
(2)	◎	◎	△	令和6年1月～12月	令和7年1月
(3)	★	◎	◎	令和7年1月～12月	令和8年1月
(4)	△	★	◎	令和8年1月～12月	令和9年1月
(5)	△	△	★	令和9年1月～12月	令和10年1月

例	申請の可否	利息支払い期間 (国の利子補給 期間は除く) ※	申請年月
-		融資実行日が令和2年7月7日の場合 → 国の利子補給期間 令和5年7月6日まで	
(1)	◎	令和5年7月(7/7) ～12月支払い分	令和6年1月
(2)	◎	令和6年1月 ～12月支払い分	令和7年1月
(3)	★	令和7年1月 ～令和7年7月(7/6) 支払い分	令和8年1月

◎…申請可能

★…◎の期間で支給決定した利子補助額のうち、合算した額が1事業者あたり合計20万円以下の場合申請可能

お問合せ先

茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課

TEL:072-620-1620

FAX:072-627-0289

E-mail sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

